

国と地方の協議の場（平成 23 年度第 3 回）  
における協議の概要に関する報告書

平成 24 年 1 月

国と地方の協議の場に関する法律（平成 23 年法律第 38 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、この報告書を国会に提出する。

## 国と地方の協議の場（平成23年度第3回）における協議の概要

### 1 開催日時

平成23年12月15日（木） 16:45～17:48

### 2 場所

内閣総理大臣官邸2階小ホール

### 3 出席者

内閣総理大臣 野田 佳彦（冒頭挨拶）

内閣官房長官 藤村 修（議長）

総務大臣・内閣府特命担当大臣（地域主権推進） 川端 達夫（議長代行）

財務大臣 安住 淳

国家戦略担当大臣・社会保障・税一体改革担当大臣 古川 元久

内閣府特命担当大臣（行政刷新） 蓮 舫

厚生労働大臣 小宮山 洋子

全国知事会会長 山田 啓二（副議長）

全国都道府県議会議長会会長 山本 教和

全国市長会会長 森 民夫

全国市議会議長会会長 関谷 博

全国町村会会長 藤原 忠彦

全国町村議会議長会会長 高橋 正

内閣官房副長官 齋藤 勁（陪席）

内閣官房副長官 長浜 博行（陪席）

内閣官房副長官 竹歳 誠（陪席）

内閣府副大臣 後藤 斎（陪席）

総務大臣政務官 福田 昭夫（陪席）

### 4 協議の概要

#### （1）協議事項

○「地方財政対策について」

○「社会保障・税一体改革分科会における議論の経過について」

○「子どもに対する手当について」

(2) 協議が調った事項

なし

(3) (2) 以外の事項

○地方財政対策について

地方側議員より、一般財源の総額確保について、意見表明がなされた。

○社会保障・税一体改革分科会における議論の経過について

川端総務大臣・内閣府特命担当大臣（地域主権推進）より、「社会保障・税一体改革分科会における議論の経過について」説明がなされ、それを受けて国側議員及び地方側議員より意見表明がなされた。

○子どもに対する手当について

厚生労働省より、平成24年度以降の子どものための手当制度の国と地方の費用負担の在り方について、検討状況の報告があり、それを受けて国側議員及び地方側議員より意見表明がなされた。

(4) 協議内容

○挨拶等

(福田総務大臣政務官) ただ今から「国と地方の協議の場」を開催する。

本日の協議事項は「地方財政対策について」、「社会保障・税一体改革分科会における議論の経過について」及び「子どもに対する手当について」である。小宮山厚生労働大臣に臨時議員として御出席いただいている。

(野田内閣総理大臣) 本日は「国と地方の協議の場」が今年4月に法制化をされてから3回目の会合、臨時会合を含めると5回目の会合ということになる。

このように、地方六団体の代表者と皆様に関係する大臣が一堂に会して、地方に関わる重要な政策課題について議論をすることを改めて大変重要であるということを、認識している次第である。

先ほど福田総務大臣政務官からお話があったとおり、今日の議題は3つである。それぞれとても重要な議題である。

1つは、まず「地方財政対策について」である。これについては、地方の皆様から活発な御提起があるかと思う。

次に「社会保障・税一体改革分科会における議論の経過について」であり、3回にわたる分科会の議論の経過の概要を川端総務大臣・内閣府特命担当大臣（地域主権推進）から御報告をさせていただく。

最後に「子どもに対する手当について」であり、前回11月の協議の場においても、しっかりと協議をしたが、本日改めてこの議論をさせていただきたいと思う。

本日の協議では、皆様から数多くの御意見や御提案をいただき、実りある協議となることを強く期待している。

(山田全国知事会会長) 「国と地方の協議の場」は、野田内閣総理大臣が毎回出席いただいております。地方に対する野田内閣総理大臣のお気持ちを本当に良く表していただいていると感じており、心から感謝を申し上げます。そして、国と地方の協議の場を通じて、国と地方が協力関係を築けるように、私ども地方六団体も全力を挙げてまいりたい。

その中で1点だけ、社会保障のこの間の協議をめぐり、実は少しすれ違いがあるのではないかという思いがあり、野田内閣総理大臣は時間が限られているので、一言だけ申し上げたい。非常に生意気なようであるが、社会保障について、私たちが一番大切にしなければならないのは、弱い立場にある人々の視点ではないかと思っている。つまり、障害者の方々の視点、貧困にあえぐ人々の視点及び高齢で生活に苦しんでいる人々の視点である。こうした視点から議論をするのが、政治家としての役割ではないかと、私は生意気ながら思っている。

ただ、残念ながらこの間、「確立された制度」の維持や社会保障の「給付」とは何かという議論が繰り返されている。これは典型的な役人視点の議論であり、役人から政治家になった私としてはよく分かるが、この視点で本当に温かみが伝わるだろうかということに危惧している。

ほかにも、最前線で働いている保健師や、児童虐待の問題と真っ向から向かい合っている児童福祉司など、こうした皆様の視点がある。それを「官の肥大化」という言葉で片付けていいものかというすれ違いを、多くの場所で私ども地方は感じている。

正に政治家同士、大きな視点から、この国と地方の協議の場が私たちの課題解決のために大きな力を発揮できるように、野田内閣総理大臣からの御指導もお願い申し上げます。

#### ○協議事項（地方財政対策）について

(山田全国知事会会長) 時間が限られているので、手短かに発言させていただくが、思いはもっとたくさんあるということだけ、前置きさせていただきたい。

平成24年度の地方財政対策については、東日本大震災、その後の歴史的

な円高により、地方は今、非常に厳しい状況にあり、あえいでいる。生産ラインは次々と断絶し、生産拠点は海外へと移っていく。この中で雇用の問題、経済の問題に対して、我々は本当に大変な危機に直面をしている。私どもは、自民党政権の時代に交付税を大幅削減され、私はこれが地方の衰退につながったと思っている。是非とも今この危機にあって、地方の現地・現場で、地方公共団体が地域活性化のために全力を奮えるように、また、高齢化が進み社会保障の経費が伸びていく中で、それに対応できるような形での財源措置について、是非ともお願い申し上げる。

また、東日本大震災を受けて、平成24年度は震災復興の特別枠が交付税でも出てくる。これも正に地域のために是非とも別枠として、しっかりとした形でそれぞれの被災地にお示しをいただき、被災地を勇気付けていただきたい。その中で、例えば福島の再生の特別措置法についても、一刻も早い成立をお願い申し上げる。

地方についての財源をお願いすると同時に、地域主権改革の中でも民主党政権が目玉にされている一括交付金について、シーリングがかかっている中で、日本再生枠等に、この一括交付金が顔を出しているかどうか、我々は一番心配している。そうでなければ、こういう言い方をしているのかどうか分からないが、シーリングの草刈り場のようにになってしまうのではないか。ただカットされていくだけの存在になると、かえって、一括交付金にされることによって、地域主権とは程遠いものになってしまうので、是非その点について、よろしくお願い申し上げます。

(森全国市長会会長) 重複する部分があるが、特に我々基礎自治体は様々な行政サービスの受益者と毎日のように顔を合わせて、訴えを聞いて、行政を進めている立場にある。そうした立場からすると、この財政需要の増加というものを適切に地方財政に反映させる必要がある。地方交付税総額を増額して、地方交付税の持つ財政調整、財政保障の両機能を是非強化していただきたい。我々全国市長会は川端総務大臣・内閣府特命担当大臣(地域主権推進)を大変頼りにしているので、よろしくお願いをしたい。

特に恒常的な地方交付税の財源不足があって、臨時財政対策債に頼っているわけであるが、地方交付税の法定率を引き上げることなどにより、その解消を本格的に図っていただきたいということを特に申し上げたい。

(藤原全国町村会会長) 今、全国市長会会長、全国知事会会長が言われたように、何と言っても一般財源の確保は、地方にとって重要な課題であり、特に財政基盤が非常に脆弱な町村にとっては、地方交付税は極めて大事な財源である。三位一体改革の結果、都市部との地域間格差が拡大し、町村

は極めて厳しい財政運営を強いられている。

その結果、地域は非常に疲弊し、深刻化している。こうした中、地方交付税は平成 20 年度以降、徐々にではあるが増加が続いてきており、一部復元しつつある。是非この流れを継続し、来年度も出口ベースの交付税を確実に増額して、復元の道筋を明確にしていきたい。

(川端総務大臣・内閣府特命担当大臣(地域主権推進)) 平成 24 年度の地方財政対策であるが、中期財政フレームに沿いながらであるが、地方の安定的な財政運営にはどうしても必要であるという一般財源の総額については、平成 23 年度地方財政計画の水準を実質的に下回らないように確保するというところでやってまいりたい。

また、特に地方交付税については、先ほどもお話があったが、東日本大震災対応法が別枠で確保するということとともに、例年の財政事情に対応する地方交付税の総額についても、去年は巨額の繰り越しがあったが、今年はそのようなことは見込めないという大変厳しい状況である。できる限りの対応方策を検討して、その所要額の確保に全力を尽くしてまいりたい。

(安住財務大臣) 貴重な意見をいろいろといただき、ありがたい。あと 1 週間の中で是非、総務省と協議をしながら、話し合いをしていきたい。

ただ、国が楽かと言えば、御存じのとおり、率直に申し上げて、今年も 181 兆円台の国債の消化に四苦八苦している現状がある。いつも言われているのは 44 兆円であるが、御存じのとおり借換債を含めて、来年も同額程度の国債を消化しなければ、財源が確保できないということから言えば、相当我が国の財政状況は危険水域にあるということを経験しながら、国も各省も裕福な予算の中でやっているわけではないので、御苦勞をかけるところがあると思う。しかし、地域の生き生きとした自治体の活躍が住民の生活に直結していることは十分理解しているが、こうした国の状況を勘案しながら、総務省と最終的な協議はしていきたいと思っているので、御理解をいただきたい。

#### ○協議事項「社会保障・税一体改革分科会における議論の経過」について

(川端総務大臣・内閣府特命担当大臣(地域主権推進)) 社会保障・税一体改革分科会の会長は内閣官房長官であり、その御指示により 3 回にわたる分科会での議論の経過の概要を私から御報告いたしたい。

お手元の資料 2-1 を御覧いただきたい。これが 3 回開催した分のダイジェストであるが、この分科会は 6 月に策定した社会保障・税一体改革成案において、地方と真摯に協議を行うとされたことや、成案策定後の地方

団体からの意見をしっかり聞いていただきたいという御意見等に基づいて設置をされて、これまで3回開催した。その議論経過の概要については、この資料2-1の記載のとおりであるが、特に第3回社会保障・税一体改革分科会において、国側、地方側の双方から過去2回の議論を踏まえた資料が提出されたので、その内容について御説明をいたしたい。

資料2-2を御覧いただきたいと思う。この資料は、記載のように、内閣官房、総務省、財務省、厚生労働省の関係四府省で取りまとめたものであり、その概要は次のとおりである。

まず、地方単独事業の総合的な整理は、国民議論の負担に耐え得るデータに基づいて、客観的かつ透明性の高い整理を行うべきである。もとより、地方単独事業の必要性については、それぞれの地域の判断が尊重されるべきである。

2番目に、今後、地方との協議を踏まえて策定された社会保障・税一体改革成案に沿って、以下の整理が必要である。まず、社会保障四分野に該当するかどうか。先ほど知事から役人的というお話があったが、論議の整理としてはこういう整理が必要ではないか。次に、給付に該当するかどうか。そして、制度として確立されたものであるかどうか。この整理は議論としては必要であろうと思う。

もう一つは、これらの諸点について、具体的にどのように整理していくか、なお議論を要することから、地方との協議を行いつつ、政府部内でも更に進めていく必要がある。

社会保障は、国と地方が一体となって、安定的に実施していくことが重要であり、社会保障安定財源を確保する社会保障・税一体改革の実現に向けて、国・地方双方が協力しながら推進していく必要がある。これが四府省のまとめたペーパーの概要である。

次に資料2-3を御覧いただきたいと思う。この資料はこれまでの地方側の主張を集約されたものであり、その概要は次のとおりである。

これまで、地方六団体は、社会保障の全体像および費用推計の総合的な整理に当たり、住民ニーズの強い社会保障サービスとなっている地方単独事業は税収配分の基礎に含めるべきだと主張してきた。

過去2回の社会保障・税一体改革分科会での議論を経て、国の制度を補完する地方単独事業の重要性については、一定程度理解が得られたものと考えている。

しかしながら、国と地方で考え方が一致していない論点も残されている。

特に①住民の視点に立って合理的なニーズが認められる地方単独事業は、安定財源を確保する対象とすべきものであること、②社会保障サービスの



提供に直接従事する保育士、保健師、児童福祉司等のマンパワーは直接的な給付であり、こうした費用の性質を吟味することなく、これらの職員等の人件費を官の肥大化として一律に税收配分の基礎から除くかのような議論は、住民から見ても理解を得られないこと。この2点については、再度強く主張する。このような内容である。

これらの資料を踏まえて、第3回の社会保障・税一体改革分科会では、それぞれのお立場からいろいろな意見が表明された。主なものを御紹介する。

国側の意見としては、①成案に基づく地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像の総合的な整理に当たっては、地方単独事業を含めた社会保障給付費及び社会保障に要する費用全体を的確に把握し、それぞれの事業の機能と性格に着目した分類を行うことが必要と考えている。②国民負担につながる議論であるため、保守的に見ていく必要がある。③一方では、論点を当てはめる際に、限定的に解釈し、地方単独事業を対象外とすると、国が安定財源の確保は必要ないと判断したことになる。負担が増えるのにサービスが低下することになりかねず、納税者の理解が得られないのではないかという意見もあった。④社会保障・税一体改革は、現在の我が国の社会保障を維持、充実するための大事な改革であり、改革の取りまとめに向けては、地方の応援が不可欠であるという意見もあった。

一方、地方側の意見としては、①地方単独事業に対する安定財源の確保が大前提であり、地方交付税措置で整理するのは三位一体改革の前例からすると、到底容認できない。②人がいなければ、サービスは提供できず、これは正に事業、給付であるというのは地方の現場の実態であり、実感でもある。この10年で18%の職員数の削減を行ってきた地方では、官の肥大は起こっていない等の意見があった。

第3回の社会保障・税一体改革分科会では、これらの意見表明を経て、司会の整理として、次のような御発言があった。①6月の社会保障・税一体改革では、社会保障四分野に限って議論をし、成案としてまとめた。②総務省の調査結果は、総合福祉、高齢者福祉、障害者福祉、就労促進、貧困・格差対策も含めて6.2兆円であり、そのうち医療、介護、高齢者福祉、子ども・子育てに該当するのは5.1兆円であった。③厚生労働省の分析によると、医療、介護、子ども・子育てに該当するのは3.8兆円程度であり、更に社会保障給付に該当するものに絞り込むと2.6兆円程度という整理があった。

報告は以上であるが、私の感想としては、これまでの社会保障・税一体改革分科会での3回の協議を通じて、地方単独事業の重要性や必要性につ

いては、共通の理解が得られたと思う。また、広く負担をお願いすることになる納税者の観点から考える必要があるということも共有されたと感じている。

以上が3回開催した社会保障・税一体改革分科会についての私からの報告である。

(山田全国知事会会長) この問題については社会保障・税一体改革分科会で大分議論をしてきたが、最初に私が野田内閣総理大臣への挨拶で述べたように、すれ違いの部分が非常に多いという気がしている。

一番大切なことは、これは国民の皆様には負担をお願いする話になる。そして、最前線で説明していかなければならないのは地方である。その時に、弱い人に対して、我々はきちんと目配りをしているということが言えないと本当に厳しい状況になるということ、まず申し上げておきたい。

先ほど申したように、「確立された制度」や「給付」などの問題が徐々に土俵を狭めるような形で圧迫してきている。もともとの所得税法改正法附則104条には、3号と7号で書き分けてあったはずの3号の話が、地方消費税の話まで全部入ってきて、急激に土俵が狭まってきている。その中で障害者や貧困にあえぐ人たちの視点というものは切り捨てられていく。これは大変冷たいメッセージとして、「確立された制度ではないからあなたたちを切り捨てますよ」というメッセージを、政府が送っているような気がしてならない。そうならないようにこの問題を解決しなければならないというのが、まず1点である。

地方の現場では、そのように簡単に切り分けられない。例えば京都の場合、障害者施設に入っている人の半分近くは高齢者で、障害者手帳を持っている人の70%は高齢者である。だから、実は障害者施策が高齢者施策を一生懸命補完している。そういう総合的な場所で私たちは議論をしている。

国が制度をカチッとやり、地方が潤滑油か軟骨のように機能して国民の皆様のお痛みを和らげてきた。だから、国と地方を通じて、社会保障・税一体改革の地方単独事業の意義を、「確立された制度」などの範囲に整理してしまえば、せっかくの潤滑油や軟骨の部分が動かなくなってしまう。これでは本当の意味で国民の皆様には痛みをお願いする時に、我々としては耐えられない。

さらには、その上で一番最前線でお年寄りの予防を一生懸命行い、子どもたちと向かい合って必死になって児童虐待を何とか防ぎたいと思って頑張っている現場の人たちには、「官の肥大化」という言葉でこれは入らないと言われてしまったら、これほど冷たいメッセージはない。こういう冷たいメッセージではなく、正にそういう現場の思いをとらえてやっていくの

が、地域主権を標榜する民主党政権だったと思うが、これまでのやり取りは残念でならない。

しかも、出てきた3.8兆円、2.6兆円について、この間、詳細な内訳を出してほしいと言っているのに、全く無視されたまま今日に臨まなければいけなくなった。どうやって私たちは反論すればいいのか。どうやって私たちは議論を進めればいいのか。3.8兆円や2.6兆円をおっしゃったならば、その内訳を出すというのが協議の前提として当たり前ではないだろうか。私はこの点について非常に遺憾に思うし、その点は指摘をせざるを得ないと思っている。是非ともこの問題について、本当に国民の皆様には温かいメッセージとして伝わるようにしていただきたいということを申し上げたい。

(小宮山厚生労働大臣) 山田全国知事会会長がおっしゃったように、本当に弱い立場の人にしっかりと手を差し伸べていくことが、やはり政治の社会保障のあるべき姿だということは、同感するところである。児童福祉司がいかに大変かということも、虐待の現場のことをいろいろとやっていることから、よく分かる。

その上で、この地方単独事業の総合的な整理については、成案に基づいて、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像の総合的な整理が必要である。これに当たっては、先ほど川端総務大臣・内閣府特命担当大臣（地域主権推進）から御報告いただいたように、地方単独事業を含めた社会保障給付費、そして社会保障に要する費用全体をとにかく的確に把握をして、それぞれの事業の機能と性格に着目をした分類を行うことは必要だと考えている。

消費税収の使い道、配分について、成案では先ほど御紹介があったように、社会保障の安定財源確保のために社会保障四経費に充当するというようにして、増税分の使途についても具体的に示しているところである。

厚生労働省としては、成案に示された考え方に従って、国の制度として行われている社会保障と地方単独事業で行われている社会保障を同様の考え方で精査をして、社会保障四経費の範囲に該当するものに消費税収を充当していく。これがやはり重要だと考えている。

具体的な分類方法や社会保障四経費の範囲については、今日の資料2-2に掲載されている第3回の社会保障・税一体改革分科会にお示しをした論点に沿って精査をしていくことが必要だと思っている。先ほど内訳を示すようにということがあったので、それも申し上げた方がよろしいか。

(山田全国知事会会長) 事前に資料を出してほしいと求めたのに出さなくて、この場で出されても困ってしまう。

(小宮山厚生労働大臣) 分かった。では、次回までに、またこの会議の後

にお示しをする必要があれば、させていただきたい。

(山田全国知事会会長) 結局いつの間にか言い換えが行われているわけである。所得税法改正法附則 104 条の 3 号は、消費税については、全額制度として確立された年金等の社会保障の給付等に充てると書いてある。しかし、地方消費税については、社会保障の安定的財源としての充実を検討するとして、限定がかかっていないわけである。そこでは消費課税という観点と消費税とを全部言い分けている。それがいつの間にか成案のところ、徐々に不明確になってきて、地方消費税分についても、という話になっており、地方はそれに対して一貫して抗議をしている。

先ほどから申しているように、地方の役割というのは、非常にフアジーな部分があるから、全体の中で見てほしい。紋切型でやってしまったら、地方の現場というのは割り切れないということを何度も申し上げている。介護の施設に入るか、障害者の施設に入るかについて、どこで切り分けているかということを考えていただければ分かると思うが、地方の現場を見た形での話をさせていただきたいので、中村愛媛県知事は地方をきちんと見てほしいと言った。私も見ていただきたいと思う。障害者施設に行けば、高齢介護の方はそこにたくさんいる。それなのに、こちらは違うと言われたら、地方はもたない。

だから、国の制度としては分かるが、地方の単独分については、そうではない。そこを見なければいけないということを私はずっと申し上げてきたが、成案だと言って政府が作られたのであって、我々は「そのところはおかしい」と言い続けている。ここは御理解いただきたいし、そうした国と地方の話し合いの中で、お互いすり合わせていかなければいけない。このようになったから、「制度ではない」、「給付ではない」という話は、政治家の視点ではない。本当に弱い人の視点に立っていると思えない。

そのことについては、私は納得できないということを申し上げたい。3.8 兆円、2.6 兆円についても、すぐに内訳を求めている。しかし、この場で急に出されても、さすがに私もその中身を今から全部見てチェックできない。そのようなことを言われても困ってしまうので、求めたときにすぐに出していただくのが筋である。それをこういう形でやられるというのは、協議としては余り誠実ではないのではないかと感じてしまう。文句ばかり言って申し訳ない。

(森全国市長会会長) 私どもも社会保障・税一体改革の議論をさせていただいている以上は、消費税 5% 引き上げを前提としてやっているわけである。私どもとして、それをどのように市民に説明するか。地方が果たしてきた役割というのは、現実のニーズに応じて先取りした政策を単独事業で

やっていて、それが国に取り入れられたりすることも多々あった。そういうことが国と地方の信頼関係の中で、社会保障を一步進めていくというメッセージが出ないで、消費税の引き上げは本当にできるのだろうか。私はむしろ国にその覚悟があるかということをお願いしたい。

その関連で言えば、マンパワーの話は非常に大切なことで、地方のサービスなどは、ほとんど保育士や保健師のように人が行うサービスで、現物給付や現金給付などではないため、我々が市民に説明して、このように良くなるということが言える。このように弱い立場の人の生活が良くなるという源がマンパワーであるが、それを官の肥大化という言葉でされているのは納得がいかない。

(古川国家戦略担当大臣・社会保障・税一体改革担当大臣) 私も社会保障・税一体改革分科会に出席させていただいて、国と地方の両方が一緒になって社会保障を支えているというお話を伺った。給付を受ける住民の方から見れば、それは別に国でも地方でも、国民の視点で考えれば、それはどちらかということが関係あるわけではないと思う。

この話に関連して、成案には、官の肥大化には使わないとあるが、これは公務員の人件費などには充てない。官の肥大化の意味というのは、公務員の人件費などには使わないということである。

私が3回の分科会でずっと聞いていて思ったのは、今、地方がやっていることを否定したり、これは社会保障には当たらないなど、そういうことを言っているわけではない。山田全国知事会会長から言わせると、そもそもこの成案が問題と言われるかもしれない。しかし、ここでは成案をベースにして、その成案の枠の中で、今回2010年代半ばまでに5%引き上げることについて、どのように国と地方で考えて、消費税収を配分するかを協議する場である。この成案そのものに対して異論がある、その制度として確立されたことについて、問題があるなどの御意見はあるかもしれないが、一つ一つ手順を踏んでやっている中で申し上げると、この成案で決まったことをどう具体化していくのかという議論の中でやっている。

是非御理解をいただきたいのは、この間やってきた中で、地方が今までやって来られたことを否定するということでは全くない。そこは今後とも国と地方で、全体としての大きな社会保障の在り方について、役割分担も様々な形で、もう少し整理をしていくということを引き続きやっていかなければいけないと思う。少なくともこの成案で言われているとおり、そして消費税を今回5%引き上げて10%になることを、社会保障全体ではない言わば仕切られた成案の枠内の中でどうするかという議論をさせていただいているということだけは、是非御理解をいただきたい。決して地方の皆

様のおっしゃっていることを否定しているわけではないということだけは誤解のないようにしていただきたい。

(山田全国知事会会長) そのように古川国家戦略担当大臣・社会保障・税一体改革担当大臣はおっしゃるが、我々は一貫して、そこはおかしいのではないかとやっている。特に、社会保障給付について限定的に解釈すべきではない。別に公務員の人件費には絶対に含めないなど、成案の中には書いていない。「給付」という形での判断の問題、解釈の問題で、あとは「則った」や、「範囲」など、霞が関言語がこの中に散りばめられているが、実際問題として、地方が行っているそういう切り分けられない部分、重複している部分について、現場の意見を聞いてもらいたいと申し上げている。

地方の場合は現場を担っているので、様々なファジーな部分、重複する部分、または現場の中の工夫でやっている部分がある。そのところは国の「確立した制度」として、国負担分は分かるものの、地方もそのような形でやってしまったら、これは地域主権でも何でもない。単なる中央集権である。そのような消費税の引き上げは、私どもは国民や住民に対して説明ができないということを申し上げている。そのところは水かけ論だとおっしゃるかもしれないが、是非とも私たちの言っている真の意味を理解していただきたい。

#### ○協議事項（子どもに対する手当）について

(小宮山厚生労働大臣) 平成 24 年度以降の子どものための手当制度の国と地方の費用負担の在り方について、検討状況を報告させていただく。

前回 11 月 29 日の「国と地方の協議の場」では、地方の皆様から、地方の裁量を増やす必要があるということや、子どもの現物給付に充てるべきという御意見、そして、国ももっと汗をかくべきであるなど、このような様々な御意見をいただいた。また、可能な限り個別に地方団体の御意見もこれまでに伺わせていただいた。これを踏まえて、厚生労働省では現在、汗をかきながら対応させていただいている。

具体的には、地方の裁量を増やすことができるような分野での補助金の一般財源化について、ぎりぎり何ができるかを、今検討している。あわせて、財務省、総務省と調整をしているところである。予算編成までもう余り時間もないが、地方からの御意見に真摯に対応して、政府全体で引き続き検討していきたいと考えているので、御理解をいただきたい。

(山田全国知事会会長) この問題については汗をかいていただいているということで、その御努力に対しては大変感謝を申し上げるが、前回私どもが

主張したことについて、是非とも配慮をいただきたい。なぜ私たちが怒っているのか。これは繰り返し申すように、地方が損をする、得をするという話ではなく、我々にとっては地域主権であり、地方分権の根本的な話としてお話をしている。

しかし、1点だけ申し上げたいことは、国と地方は協議をしてきちんとやるということが、与野党の申し合わせの中にも出てきたはずである。もう残りわずかな期間で、まだ今日も案が出ていないが、どういう形で国と地方が協議をして、国として案が示され、地方がそれに対してきちんと意見を言うのだろうか。このことについては、今日しっかりとお聞きをしたい。

(森全国市長会会長) 昨年の決着について、再度、私から説明をさせていただく。昨年末のものは、決着したわけではなかった。結局、五大臣合意というメモがあって、その中に平成24年度以降の子どもに対する手当の制度設計に当たっては、厚生労働省を始めとする関係府省と地方公共団体の代表者による会議の場において云々とある。子どもに対する手当及びそれに関連する現物サービスに関わる国と地方の役割分担や経費負担の在り方をめぐって、その際に国と地方の信頼関係を損なうことのないよう、地方の意見を真摯に受け止め、国と地方が十分な協議を経て結論を得る。つまり、平成24年度以降の制度設計に当たっては、十分に我々と協議をしていただけなので、不満はあるが、その期待を込めて去年はペンディングになったというのが私の認識である。

国と地方の負担割合が1対1で、児童手当の国と地方の負担割合よりも国負担割合を引き上げたという理屈でぽんと出てきた。ぎりぎりになってもまだ苦勞されているというのは大変ありがたいと思っているが、どうなるかこの段階で分からないと、協議したことにならないと思う。地方の不満は、昨年末の決着の中で当初予算に計上しないような市町村がたくさん現れたりするような混乱があったがとりあえず収まっていたものが、十分な協議がされていないという印象がある中で、時間切れになって何か案が示されるようなことは問題だと思う。それは昨年の決着の状況から見て、我々の不満というのは解消されないと申し上げなければいけない。

ここまで来ると、全て国庫負担とまで言うつもりはないが、厚生労働大臣の辣腕で、我々地方が納得できるようにしてほしい。基本的に民主党の看板政策だったのではないかという意識が非常に強い。国として、やはり地方を圧倒的に上回る負担をきちんと覚悟して、提示をしていただきたいということをお願いする。私は、小宮山厚生労働大臣の双肩にかかっているように思うので、よろしくお願ひしたい。

(安住財務大臣) 厚生労働省に限らず、これは率直に申し上げて、扶養控除の廃止は「子ども手当」に充てるためにやらせていただいたということは、紛れもない事実だと思う。森会長のおっしゃる話はそのとおりであるが、その後も1年かけて国会の中で三党合意をして、今の制度に至っている。だから、そこは是非御理解をいただきたいと思っている。もちろん、自由裁量がもう少しあってもいいのではないかと御指摘の上に、厚生労働大臣としては相当頑張っている。交渉していないのではないかとおっしゃるが、実質はある一定の額をきちんと出して、その上でこの御負担を何とか子どもに対する手当のためにということをお願いをしているわけである。是非、厚生労働大臣のお気持ちは酌んでいただき、予算編成上、このお金を子どもに対する手当の地方負担や一般財源化に充てていただかなければ、率直に言えば穴が開くという状況で、おしかりを受けるかもしれないが、ここは危機感を持っているので、あえて発言させていただくが、是非そこは厚生労働省としても、今、頑張っているのです、皆様には御理解をいただきたい。

(山田全国知事会会長) 我々には何も額など示されていないし、聞いていない。正直言って、今、大臣がおっしゃった話というのはよく分からなかったが、おっしゃっていること自体は私ども地方が損する話、得する話ではない。裁量の余地をきちんとやっていただけるものに振り替えて、最終的に子どものために使えるようにしていくことについて、我々はそれほど無理を言っているわけではない。

しかし、いろいろな汗のかき方はあると思っている。例えば私どもは厚生労働省で言えば、今までずっと何十年にわたって、難病医療費助成についての超過負担をしてきた。近年は年約400億円である。2分の1補助と言っているても全然2分の1補助ではない。予算がないからこれ以上難病の補助はできないと言われて、難病の補助は事実上、切り捨てられてきた。切り捨てられても、我々はずっとやってきた。

こういう時に、そうしたものもやっていくということや、地方の今までの努力も認めていただけるように考えながら提示をしていただかないと、私たちもつらい。努力をしているとおっしゃっているが、今までのいきさつの中で、私たちも我慢をしてきて、平成24年度からはきちんと協議してもらってやると言っていて、都道府県知事、市町村長などを納得させてきた経緯がある。ここは本当に我々もつらい立場にあることをお分かりいただきたい。

(森全国市長会会長) 安住財務大臣に申し上げたいことは、昨年末の五大臣合意の2番目において、平成24年度に基本的には恒久的な措置を決めて、



平成24年の通常国会に改めて検討して提出をするということになっていて、その次に平成23年度の増収分については御指摘のようなことが書いてある。

しかし、子どもに対する手当の地方負担分については、国、地方の負担調整を図る必要があるとしているだけであって、先ほど年少扶養控除の分は全額子どもに対する手当に充てることが当然とおっしゃっているのは、認識が少し我々と違うと思う。

第5項で平成24年度以降の毎年度の増収分については、2に掲げる、つまり法案を提出するということ的前提にした検討結果によって、各年度の予算編成過程において取扱いを検討し、その結論を得て、順次措置すると書いているから、この五大臣合意を見ると、年少扶養控除を全て子どもに対する手当に充てるという前提はないと思う。

(安住財務大臣) 三党合意の中で、新しいというよりは、児童手当に基本的には戻るような制度設計になった。これは政治の結果であって、賛否はいろいろあると思う。そういう中で制度設計をしてきて、今回は子どもに対する手当の分を国で全額という主張はあるにしても、現実の問題として、それは難しいということはまだ十分分かっていただいているとは思っている。

そういう中で、やはり現実的にこの5,000億円がなければ、これはお願いも含めて言えば、なかなか回らないことも事実である。そこで厚生労働省としては、今、最大限に一般財源化を、更に詰めるものはないかということをやっているんで、このことは私は是非、厚生労働大臣のお気持ちを酌んでいただきたい。私はそもそも、全部その制度に充てるためにやったからほしいと言っているわけではない。しかし、制度上は申し訳ないが、これがないとどうやっても支給できなくなることだけは現実なので、それを是非分かっていただいた上で、検討の話はまたお話しさせていただくことになると思うが、厚生労働省の努力は御理解をいただきたい。

(藤原全国町村会会長) この問題については、前回の提案に対して、「撤回をして、地方の納得する案で再提案していただきたい」ということをお願いしたが、今日もこれでは、論議は進まない。

地方としっかり納得のいく議論がなされて、少なからず、地方がこれならというような痛み分けができれば、それに基づいて、しっかり政府与党一体となって、安定した恒久制度となるように取り組んでいただければと思う。このままでは地方とも協議が調わないし、与野党でも合意できないということになり、またつなぎ法案ということになると、地方はもっと混乱する可能性がある。是非その辺のところは理解をしていただきたい。しっかりしたアイデアを出して、本当に子どもに対する手当がしっかり給付できるような方法を考えていただきたい。

(山田全国知事会会長) 私どもは、これで今日は提案が出てこないの、  
今度また国と地方の協議の場かどこかできちんと議論をしていただけるの  
か、ということをお聞きしたが、御回答がない。

(藤村内閣官房長官) 忌憚<sup>たん</sup>のない御意見を伺いながら、それぞれの立場で  
主張が違ふということは、もう十分に承知しながら、皆様にも御理解をい  
ただいていると思う。

地方財政対策については、地方の側から意見をいただいた。

社会保障・税一体改革分科会における議論の経過については、川端総務  
大臣・内閣府特命担当大臣(地域主権推進)から報告があった。直ちに24  
年度予算の中にこれが反映される、されないということではなく、これは  
一方、並行して、社会保障・税一体改革の議論が政府与党の会議で年内目  
途にということでスタートし、これも相当議論があるところである。並行  
して、また地方の皆様との議論が今後必要だろうと思っている。

最後の子どもに対する手当の案件であるが、今後、今日までもそれぞれ  
厚生労働大臣がやってこられたことを更に引き続きさせていただく。一方  
で、実は今、厚生労働省と総務省の間で、川端総務大臣・内閣府特命担当  
大臣(地域主権推進)はむしろ地方の声を受けて、やり取りが細かく続い  
ている。

その中でもう余り時間はないが、小宮山厚生労働大臣にも、更に地方六  
団体の皆様ともそれぞれ詰めていただいて、痛み分けという言葉は良くな  
いと思うが、何とかそれぞれに納得をいただく形を来週の中頃くらいまで  
に、もう時間が多く残っていない中で、今度は個別の団体の会長たちとも  
厚生労働大臣は更に汗をかいて、その全体の声をまた川端総務大臣・内閣  
府特命担当大臣(地域主権推進)が反映して、最終的には総務省、厚生労  
働省、そして間に財務省が入って決めていきたい。このような手続になる  
かと思う。

国と地方の協議の場は、今日は第3回目となるが、年内はなかなか皆様  
方もまた集まってほしいというわけにはいかないの、今度は個別に各会  
長たちとやらせていただきながら、1週間くらいの範囲で最終の詰めをし  
ていただきたいということが、今日のとりあえずの最後の私の取りまとめ  
にはなる。

(山田全国知事会会長) それは正直に言って、我々は納得できない話であ  
る。国と地方の協議の場というのは、地方の意見をきちんと国会に伝える  
場でもある。政府と地方の間で意見を協議するだけではなくて、予算を通  
じ、また法案審議を通じ、地方の意見が問題になってくるので、地方の意

見を正確に伝えるために国会に報告をするということが、法律の中に盛り込まれている。

したがって、別に川端総務大臣・内閣府特命担当大臣（地域主権推進）が信頼できないということを行っているのではなくて、我々地方の声はこの場においてお届けをしていかなければいけない。今言ったお話であると、私たちは子どもに対する手当について、今のままでは反対であるということを経事録として残していただかなければならない。まだ納得していないわけであるから。社会保障と税一体改革についてももちろん継続協議が必要であるが、子どもに対する手当については、今のままでは同様に反対になってしまうので、手続的に少し変なことになってしまう。

案が出てこないで、国と地方の協議の場が終わってしまうと、残念ながら、政府が出された案には私たちは反対であるということだけが国会の報告になってしまう。これは困る。我々も一生懸命、汗をかきたいと思っている。

（森全国市長会会長） 一言だけ申し上げると、子どもに対する手当の問題に限って言えば、昨年の状況から政局絡みの問題になりかねない。私はそれを避けるために、つなぎ法案の時も随分、当時の安住国会対策委員長とも汗を流させてもらったつもりである。だから心配しているのであって、昨年の経緯がある。昨年の経緯を無視する形で出てきているから、いろいろと申し上げている。それを何とかなるといふ御判断があるとすると、これは大変な問題になる。私の方もそうしたことは避けたいという気持ちはあるので、くみ取っていただきたい。

（山田全国知事会会長） 我々も努力をする。安住財務大臣がおっしゃったことはそのとおりであって、我々も十分理解をして、今まで2年間必死になって頑張ってきた。それでこうやって協議をしている。内閣官房長官のお気持ちも分かるし、私も予算過程の中で時間がないのはよく分かっているが、その辺りはあやふやとなってしまうと、我々も立場がなくなってしまうし、ここで「反対である」と言って終わってしまうので、それは勘弁してほしい。

（藤村内閣官房長官） 今日の時点では、厚生労働省は実は、まだ決定する提案がない。それは正に今、最後の詰めを行っているということであり、私の聞く範囲で各団体の会長と個別にそれぞれやりながら、残り時間は少ないが、今日の時点で結論があるということではない。まだ残りの時間、厚生労働大臣に汗をかきに行ってください、川端総務大臣・内閣府特命担当大臣（地域主権推進）も地方の声を代表している地方六団体と、これは地方六団体全体の代表になるかもしれないが、やり取りを引き続き、続け

ていただく。

だから、今日何か結論を3番目の案件で出すということではないが、もう時間がない間でしっかりと、各会長とやり取りはまだ個別にはやっていくということにしない限り、今日ここで終わることができない。今日は反対だと言っていたかなくても、まだ残りの時間は詰めるということをして是非確認をいただければありがたい。

(山田全国知事会会長) 賛否は留保させていただく。最終的に議事録においては、その賛否を留保したという私どもの現時点での結論は載せていただきたいということだけは、申し上げておく。

(森全国市長会会長) 反対答弁の仕方はいろいろある。政治的な、大局的な判断をお願いしたい。

(以上)